

本講座受講規約（以下「本規約」という）は、行政書士BUILD法務事務所（以下「弊所」という）が提供するセミナー(以下「本講座」という)を受講するにあたっての参加者と弊所との間の契約条件が規定されています。

なお、本講座は弊所が参加者に提供するものであり、弊所は参加者に対し一切義務を負いません。

第1条(受講料の決済)

(1) 受講者は、弊所がWEBサイト上、またはその他で掲示する受講料金を、申込みのあった日から7営業日以内に、弊所指定の口座に銀行振込・もしくはクレジットカードにて決済するものとします。

(2) 申込日からセミナー開催日までが7営業日に満たない場合、即日決済と致します。

第2条(受講の申込)

(1) 本講座の受講希望者（以下「受講希望者」という）は、弊所WEBサイト上、その他に掲載する手続に従って、受講の申込(以下「受講申込」という)を行ない、氏名・電話番号・メールアドレスについて、正確かつ最新の情報を提供するものとします。

第3条(受講申込の承諾)

(1) 弊所は受講希望者より弊所WEBサイト上に掲載する手続き、または弊所が定める他の手続によって受講申込を受けた場合、受講希望者に対して本講座の受講を承諾する旨と、受講料金の決済方法を電子メールもしくは書面にて通知するものとします。

(2) 弊所と受講者間の本講座の提供に係る契約（以下「本契約」という）は、受講料金全額の決済が完了したときに有効に成立し、受講希望者は、本規約の定めに従い受講者資格を取得するものとします。

第4条(受講のキャンセル)

(1) 受講者が、受講者の都合により受講資格を取り消そうとする場合は、その取り消す時期に応じてキャンセル料を弊所へ支払うものとします。ただし、代理の方のご出席がある場合、下記キャンセル料は発生いたしません。

- ・開催日 30 日前まで…受講料金の 50%
- ・開催日 21 日前まで…受講料金の 100%

(2) キャンセル料の支払いは、弊所指定の銀行口座への振込みによる決済となります。振込に必要な手数料等は受講者負担とします。

第5条 (禁止事項)

(1) 本講義内容をいかなる方法においても第三者に対して、頒布、販売、譲渡、貸与、修正、使用許諾等を行ってはならないものとします。

(2) 本講義中許可なく撮影・録画・録音を行うことも固く禁じます。

第6条(受講者資格の中断・取消)

受講者が以下の項目に該当する場合、弊所は事前に通知することなく、直ちに本契約を解除し、当該受講者の受講者資格を停止、または将来に向かって取り消すことができるものとします。

(1) 受講申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。

(2) 本規約または法令に違反した場合。

(3) 営利、又はその準備を目的とした行為及び営業活動や勧誘の禁止、その他弊所が禁止する行為を行った場合。

(4) 受講者に対する破産、民事再生その他倒産手続きの申立があった場合。

(5) 公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合。

(6) 弊所又は弊所の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合。

(7) 弊所の事業活動に悪影響を及ぼした場合。

(8) その他、受講者として不適切と当社が判断した場合。

第7条(講座中止・中断および変更)

(1) 弊所は、本講座の運営上やむを得ない場合、受講者に事前承諾なく本講座の運営を中止・中断できるものとします。

(2) 前項の場合には、弊所は本講座の中止または中断後 14 営業日以内に当該講座についての受講料金を返金します。但し、弊所の責任は支払済の受講料金の返金に限られるものとし、その他一切の責任を負いません。

第8条(損害賠償)

(1) 受講者が、本講座に起因または関連して弊所に対して損害を与えた場合、受講者は、一切の損害を補償するものとします。

(2) 本講座に起因または関連して、受講者と他の受講者、その他の第三者との間で紛争が発生した場合、受講者は自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、弊所に生じた一切の損害を補償するものとします。

第9条 (管轄裁判所)

本契約を巡る一切の紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとします。

